

受講にあたり、本約款をよくお読み頂き、内容を十分にご確認の上、お申し込みください。

株式会社神田外語文庫講座受講基本約款

第1条 (契約の成立)

- 株式会社神田外語文庫（「神田外語キッズクラブ」）の講座受講者（以下、「甲」という）は、パンフレット、ホームページ等の内容、説明会の内容、また各講座別に規定される附則ルールおよび以下の事項を承諾の上、神田外語文庫受講申込みフォームを記入、送信し、株式会社神田外語文庫（以下「乙」という）がこれを承諾することをもって契約の成立とします。
- 甲が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、申し込みを拒否することがあります。
 - 本規約に違反するおそれがあると乙が判断した場合。
 - 乙に提供された申込情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合。
 - 警察庁の「組織犯罪対策要綱」の定義に準じる反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとお乙が判断した場合。
 - その他、乙が利用を適当でないと判断した場合。
- 甲は、申込情報に変更があった場合は、遅滞なく、乙の定める方法により、当該変更事項を乙に通知するものとします。

第2条 (知的財産権の定義と取り扱い)

- 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）及びノウハウを意味します。
- 本講座に関する所有権及び知的財産権は全て乙に帰属するものとします。本規約に基づく本講座の利用許諾は、本規約において明示されているものを除き、乙の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。甲は、いかなる理由によっても乙の知的財産権を侵害するおそれのある一切の行為をしないものとします。
- 甲、甲の保護者や家族が参加する講座やイベントの風景写真、映像等は乙の営業活動のため、甲の事前の承諾なしに出版物やインターネット等のメディアに掲載することを甲はあらかじめ承諾し、それに同意できない場合は別途乙に連絡するものとします。

第3条 (甲への通知)

乙から甲への通知は、通知内容を電子メール、書面又は乙ホームページに掲載するなど、乙が適当と判断する方法により行います。メール通知の際、乙の責に帰すべき事由によらず、かつ甲に起因する原因により当該通知が甲に到達しなかった場合、申込者に対して発生した損害について当社は責任を負いかねます。

は責任を負いかねます。

第4条 (役務の提供及び対価の支払い)

- 乙は甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した申込書記載の内容の役務を提供します。
- 甲は「受講料等お支払いのご案内」に従い、「受講料等お支払いのご案内」に記載された金額を乙の指定する期日までに支払うこととします。
- 受講案内（パンフレット）及び「コース開校のお知らせ」に記載のない内容に関しては、予告なくこれを変更することがあります。

第5条 (学習指導の形態)

乙における指導形態は、固定スケジュール制のグループレッスンとします。固定スケジュール制とは、学習期間・曜日・時間・レベル・カリキュラム・定員枠等が固定されているものをいいます。グループレッスンとは、所定の教室で所定の指導時間内に一人または二人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものをいいます。

第6条 (学習指導の開始日)

本受講約款において学習指導の開始日とは、所定の教室において、個々のコースの学習指導が開始される日をいいます。

第7条 (学習指導の実施場所)

乙は、学習指導を乙の所定の教室で行います。但し、止むを得ない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所で行うことがあります。

第8条 (学習指導期間)

- 学習期間は、別途パンフレット等に明示された期間とします。
- 甲が学習指導の継続を希望する場合には、甲は、乙の定める所定の継続手続きをすることにより更新するものとします。継続手続きは各期毎とし、更新時に更新料等は請求しないものとします。

第9条 (クーリング・オフ)

- 乙の説明会に参加した後、同講座への受講申込みフォームの送信を行った日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により契約の解除を行うことができます。
- 本条第1講の契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に効力を生じます。
- 当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求しません。
- 既に契約に基づいて授業が提供されたときにおいても、当社は、当該契約にかかわる学費及びその他金銭の支払いを請求しません。
- 当該契約の学費を受領している時は、当社は速やかに、その全額を返還します。

6. 当社が教科書および教材を販売しているときは、これについてもクーリング・オフを行うことができます。

※2 か月未満かつ総受講料が 5 万円以下のコースは、受講開始後はクーリング・オフの対象とはなりません。

第 10 条（クーリング・オフの延長期間）

クーリング・オフ期間内に当社による不実告知、威迫行為等により、クーリング・オフができなかった場合、当社は「クーリング・オフ妨害解消のための書面」を発行します。この書面発行の日から 8 日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行う事ができます。

第 11 条（クーリング・オフ期間経過後の中途解約等）

1. クーリング・オフ期間経過後、将来に向かって中途解約を行う事ができます。

2. 学習指導開始日の前日までの解約については、第 12 条の規定に基づく理由書の提出をもって受講契約を解約終了させ、受講料から以下の額を解約手数料として徴収した残額を返還するものとします。但し、この場合の解約手数料は、3,000 円を下限、15,000 円を上限とします。尚、既に納付している入学金は返還しないものとします。

(1) 理由書の提出日が学習指導開始日の前日・・・受講料の 20%

(2) 理由書の提出日が学習指導開始日の 6～2 日前まで・・・受講料の 30%

(3) 理由書の提出日が学習指導開始日の 7 日以前・・・3,000 円

3. 学習指導開始後の解約については、第 12 条の規定に基づく理由書の提出日をもって受講契約を解約終了させ、残余授業回数の案分とした残余受講料の 20%を解約手数料として徴収した残額を返還するものとします。但し、この場合の解約手数料は 5,000 円を下限、50,000 円を上限とします。尚、既に納付している入学金は返還しないものとします。

4. 教材は、その性質から、オリジナルプリント教材を含め、一切の返品・返金ができないものとします。

第 12 条（解約における納入金の返還方法）

第 9 条による解約がなされたときは、乙は甲から受領した納入金（但し、第 9 条に定める解約手数料を控除）を甲が指定する銀行講座に振り込む方法にて速やかに返還するものとします。

第 13 条（受講権利の保留）

甲が当該コースの受講の延期を希望する場合には、当該コース学習指導開始日から起算して、1 年以内に再開する場合に限り、残余受講料の保留ができるものとします。その場合、残余手数料の 10%を権利保有手数料として徴収します。但し、権利保留手数料は 3,000 円を下限、50,000 円を上限とします。

第 14 条（中途解約及び受講権利保留の申請方法）

第 9 条による中途解約及び第 11 条による受講権利の保留の申請は、甲が中途解約する旨又は受講権利を保留する旨を記載した理由書を書面にて乙に提出することにより、提出日をもって成立するものとします。

第 15 条（乙による解約）

1. 甲が次の各号の一に該当する場合、当社は、催告なく直ちに利用契約を解除又は解約できるものとします。なお、当該解約に関する通知は、第 3 条の定める方法によるものとします。

(1) 甲が、乙指定の期日までに本講座を受けるための費用を支払わないとき又は支払いを拒否したとき。

(2) 甲が所在不明、又は乙からの連絡に対し返信期限を過ぎ 1 ヶ月以上にわたり連絡不能、又は届け出た連絡先に対し、乙からの電話、ファクシミリ、電子メール等による連絡が取れない場合、又は郵送等による発送物が甲に到達しない場合。

(3) 甲が乙に届け出た、甲に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

(4) 甲が、本規約に違反したとき。

(5) 甲が自己破産申告をされた場合。

(6) 甲が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(7) 甲が、乙に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(8) 甲が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて乙の信用を毀損し若しくは乙の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(9) その他乙の業務上の都合があるとき。

2. 本条第 1 項による利用契約の解除又は解約は、乙の甲への損害賠償の請求を妨げないものとします。

3. 本条第 1 項により利用契約が解除又は解約となった場合、甲に未払いの費用がある場合は、直ちに当該費用を乙の指定する方法で支払うものとします。また、乙は、第 8 条及び第 9 条に該当する場合を除き甲から支払われた本講座に関する一切の費用を返金しません。

4. 乙は、本条第 1 項による利用契約の解除又は解約に関し、一切の責任を負いかねます。

第 16 条（損害賠償）

乙の施設又は業務の遂行に起因して、甲の生命・身体を害し、又は財物を破壊したことについて、法律上の損害賠償を負うべき場合には、相応の賠償を行うものとします。但し、乙の管理下でない間に発生した事故、甲の能力又は技術が向上しないことに起因する損害、乙の施設内において生じた盗難及び紛失については一切損害賠償の責めを負いません。また、乙の管理下における甲の行為

に起因する偶然の事故については、法律上の賠償責任に基づき、甲及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

第 17 条（個人情報の取扱い）

1. 「個人情報」とは、甲は乙に預託した情報のうち、個人の氏名、住所、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できる情報と、これに不随して取り扱われる情報をいいますが、乙の業務（受講票作成、修了証発行、教材発送、受講者名簿作成、評価レポートの作成、レッスンスケジュール・カリキュラムの管理等をいう。以下、本条において同じ）を遂行する上で、乙が独自に作成した甲に関する情報はこれに含まれません。

2. 乙は、甲より提供された個人情報を以下の目的のみに利用します。

（1）甲の受講する乙の業務に必要な行為

（2）乙の行うサービス（各種講座のご案内、ご意見を伺うアンケート、メールマガジン、その他キャンペーン等に関するお知らせ）の郵便物またはメール等の送付先登録及び送付

（3）乙におけるサービス向上及び商品等の開発のためのマーケティング資料作成（甲の同意がある場合を除き、個人が特定される形での公開又は第三者への開示はしません）

（4）教材送付等の際に必要な委託運送業者への開示（教材送付等に必要な範囲での情報開示に限ります）

3. 乙は、甲より提供された個人情報につき、管理責任者を設け、該当情報にアクセスできる有資格者を限定して使用することとし、乙の従業員等における個人情報の取扱いにつき厳正かつ適切に管理する体制を整備します（ただし、管理責任者のほか、甲の受講講座担当教員に対しては、レッスン等の必要に応じて使用できるよう、必要な範囲内で甲の該当情報を開示します）。

4. 乙は、甲より自己の個人情報の削除または一部の利用につき中止の要望を受けたときは、速やかにこれを削除または一部の利用につき中止します。また、乙は、乙所定の手続きに基づき甲より自己の個人情報の開示を求められたときは、開示により乙の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、遅滞なくこれを開示します。

5. 乙は、甲の同意のない限り、第 1 条各号以外の目的で、個人情報の利用、公開、第三者への開示等をしません。ただし、以下の場合には、甲の同意がない場合にも必要な範囲内において開示することがあります。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命・身体または財産の保護に必要な場合

（3）公衆衛生上、または児童の健全な育成推進に特に必要な場合

（4）国・地方公共団体等への協力が必要な場合

第 18 条（附則）

1. レッスン受講中等に、他の受講生、講師、スタッフへの迷惑になる行為、営業妨害等の行為、セクシャルハラスメント、乙の許可のない営業活動、宗教活動、その他社会的モラルに反する行為などが目立つ者に関しては、除籍することがあります。その場合は授業料等の費用は返還しません。

2. 取材目的や調査のための入会はお断りします。

3. 授業中のビデオ・テープ等による録音・録画はお断りします。

4. オンラインレッスンで受講者が当サイトへ損害を与えたときは、乙が損害賠償を求めることがあります。

5. オンラインレッスン受講にあたり、他人の著作権等の知的財産を侵害する行為、他人のプライバシーを侵害する行為、他人の ID 又はパスワードを不正に使用する行為並びに自己の ID 又はパスワードを他人に使用させる行為、本レッスンの運営に支障を与える行為、本レッスン全体または各コースの趣旨から外れた行為、その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為、乙の名誉信用を毀損する行為を行った者に関しては、除籍することがあります。その場合は授業料等の費用は返還しません。

6. クラス開講に際し最小開催人数に満たない場合は、開講しないことがあります。

7. 途中で講師が代わることがありますので、予めご了承下さい

8. 本約款に定める事項について、疑義が生じた場合、その他約款について紛争が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

9. 甲、乙いずれかの申し出により、全国外国語教育振興協会の相談を受けることができます。

10. 前項に基づき解決できない場合、本規約に関する一切の訴訟、その他一切の法的手続き（裁判所の調停手続を含む）については、訴額により東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

11. 本約款の定めのない事項については、日本国民法その他の法令によるものとします。

お問い合わせ（事業者の名称、所在地、連絡先）
株式会社神田外語文庫 神田外語キッズクラブ
〒130-0012 東京都墨田区太平 4-1-3 オリナスタワー8 階
電話 03-5608-7865 フリーダイヤル 0120-154-815
(9:30~18:00 ※日曜日、GW、夏期・冬期休業期間を除く)
e-mail info@kidsclub.co.jp